

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正【資料3-1】

1 国会での審議

令和4年12月9日現在

第210回国会(臨時会) R4.10.3~R4.12.10

R4.12.9 法律公布

件名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案		
種別	法律案(内閣提出)		
提出回次	210回	提出番号	5

令和4年
10月7日
法案提出

法案提出日	令和4年10月7日
衆議院から参議院へ/提出日	令和4年11月8日
衆議院へ送付/提出日	—
先議区分	衆先議
継続区分	—

11月8日
衆議院から参議院へ

12月2日 **法案成立**

衆議院での
審議

衆議院委員会等 経過	
本付託日	令和4年10月25日
付託委員会等	厚生労働委員会
議決日	令和4年11月4日
議決・継続結果	修正

衆議院本会議 経過	
議決日	令和4年11月8日
議決	修正
採決態様	多数
採決方法	起立

参議院での
審議

参議院委員会等 経過	
本付託日	令和4年11月11日
付託委員会等	厚生労働委員会
議決日	令和4年11月24日
議決・継続結果	可決

参議院本会議 経過	
議決日	令和4年12月2日
議決	可決
採決態様	多数
採決方法	起立

11月4日 同法律案の衆議院厚生労働委員会修正要旨

1. 政府は、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を追加すること。
2. 政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の**新型インフルエンザ等感染症への位置付けの在り方**について、他の感染症の類型との比較等の観点から**速やかに検討**を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を追加すること。
3. 政府は、副反応に関する情報を含め、予防接種の有効性及び安全性に関する情報の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を追加すること。



2

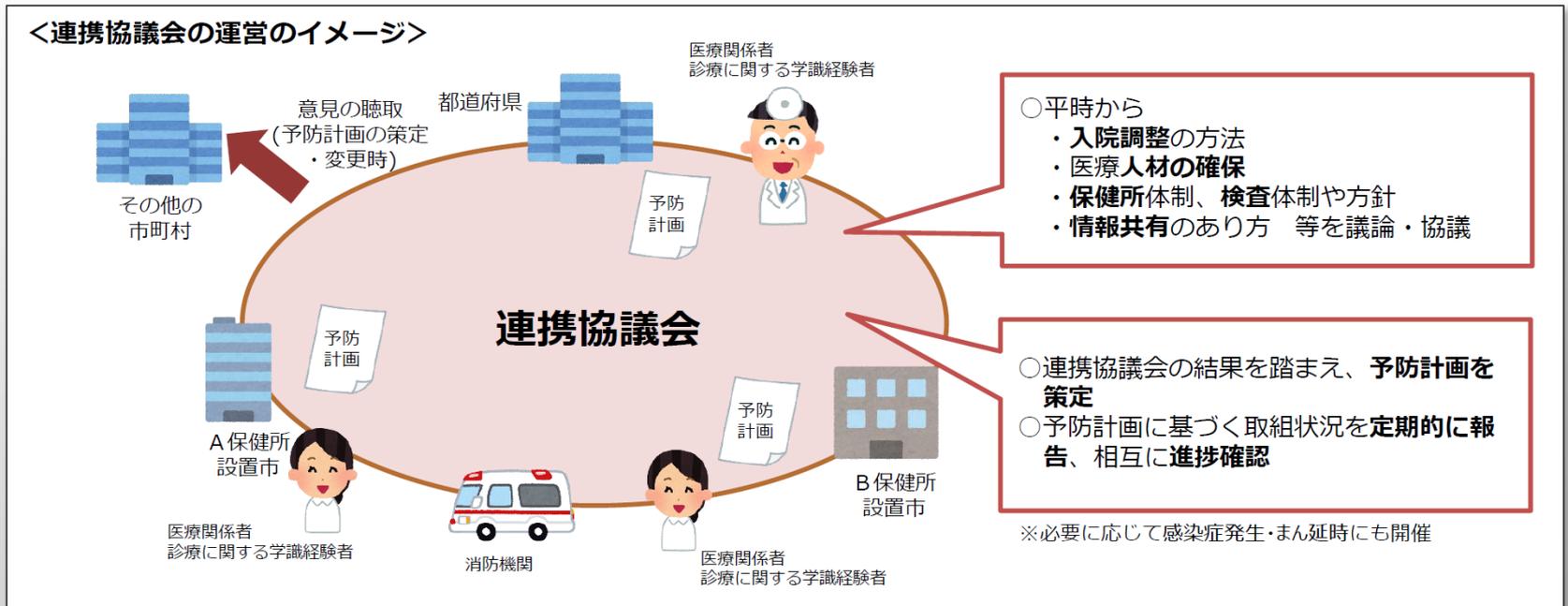
改正の主なポイント

	内容	
厚生労働大臣、都道府県知事の総合調整等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働大臣による人材確保、患者移送等の総合調整、指示 ● 都道府県知事による入院勧告、必要な措置等の総合調整、指示 ● 都道府県と市町間の情報共有（協力要請時の情報共有） 	<p>下線部はR6.4月施行予定の基本指針等で具体化予定。</p>
感染症サーベイランス(NESID)等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 疑似症サーベイランスの強化(定点以外への指示) ● 感染症指定医療機関は電磁的方法による届出が義務 ● 健康監視業務代行の法定化(従来の健康フォローアップセンター) 	<p>下線部はR5.3月に2次リリース予定。3月下旬に省令公布予定</p>
感染症予防計画の策定、見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県連携協議会の設置 ● 県予防計画の見直し(記載事項の充実)、保健所設置市による予防計画の策定 	<p>下線部は、今後、運営規則等が示される予定。</p>
医療措置協定の締結等	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一種協定指定医療機関、第二種協定医療機関の創設 ● 感染症まん延時等における公的医療機関等の医療提供の義務 ● 医療措置協定の締結(全医療機関が対象) ● 流行初期医療確保措置の創設 ● 個人防護具等の備蓄 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康観察等業務の委託(保健所設置市以外の市町、医療機関など) ● 外来、往診等での公費負担医療の創設 ● 感染症対策物資の生産要請、人材派遣や匿名感染症情報の利用並びに罰則の追加など 	

- ✓ 都道府県と保健所設置市との間で、入院調整が円滑に進まない、迅速な情報共有ができないなど、連携が十分ではないケースも見られたことから、**都道府県と管内の保健所設置市を構成員**とする「**連携協議会**」が感染症法に規定される。【R5.4.1施行】
- ✓ 協議会では入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、検査体制や方針、情報共有のあり方などについて、平時から議論・協議し、その結果を踏まえて、**兵庫県感染症予防計画を策定(改定)**していく。
- ✓ また、同予防計画に基づく取組状況を定期的に報告、相互に進捗を確認していく。
- ✓ 平時からの連携強化・綿密な準備を通じて、感染症発生・まん延時における機動的な対策の実施を図る。

【改正法第10条の2】

今後、連携協議会の運営規則等が発出される予定。



4

電磁的な方法による届出等

R5.4.1施行

- 感染症発生動向調査（感染症サーベイランス：NESID）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、感染症情報の正確な把握と分析、その結果の提供等をインターネット環境を通じて行っている。

